令和３年３月亀山市議会定例会　提出議案
条　例　新　旧　対　照　表

頁

議案第８号　　亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・１

議案第９号　　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・３

議案第１０号　亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

議案第１１号　亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

議案第１２号　亀山市基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

議案第１３号　亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・４１

議案第１４号　亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・４２

議案第１５号　亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例・・・・・４７

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（審査の申出） 第５条　（略） ２及び３　（略） ４　（略） ５　（略） （審査申出人の口頭による意見陳述） 第８条　（略） ２　（略） ３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿しなければならない。 （１）～（３）（略） （口頭審理） 第９条　（略） ２～４　（略）	（審査の申出） 第５条　（略） ２及び３　（略） ４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。 ５　（略） ６　（略） （審査申出人の口頭による意見陳述） 第８条　（略） ２　（略） ３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 （１）～（３）（略） （口頭審理） 第９条　（略） ２～４　（略）

５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
（１）～（３）（略）	（１）～（３）（略）
６及び７　（略）	６及び７　（略）
８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
（１）～（５）（略）	（１）～（５）（略）
（実地調査）	（実地調査）
第１０条　（略）	第１０条　（略）
２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
（１）～（４）（略）	（１）～（４）（略）
（議事についての調書）	（議事についての調書）
第１１条　（略）	第１１条　（略）
２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
（１）～（４）（略）	（１）～（４）（略）

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附　則 （令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する給料の額等に関する特例措置） １４　令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間（次項において「特例期間」という。）に支給する市長の給料の額は、第２条第１項の規定にかかわらず、同項第１号に規定する給料の月額から当該額に１００分の５を乗じて得た額を減じた額とする。 １５　特例期間に支給する市長の期末手当の額については、第３条中「給料月額」とあるのは、「附則第１４項の規定を適用した給料の月額」と読み替えるものとする。 （令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する退職手当に関する特例措置） １６　令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する市長の退職手当の額は、第４条第３項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に１００分の２０を乗じて得た額を減じた額とする。	附　則

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第２項関係）
（亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
附　則 （令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する期末手当の支給に関する特例措置） ８　令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する教育長の期末手当の支給における第４条の規定の適用については、同条中「市長及び副市長（次条において単に「市長及び副市長」という。）」とあるのは、「副市長」とする。 （令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する退職手当の支給に関する特例措置） ９　令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する教育長の退職手当の支給における第５条の規定の適用については、同条第４項中「市長及び副市長」とあるのは、「亀山市長及び副市長の給与に関する条例の適用を受ける副市長」とする。	附　則

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第３項関係）
（亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
附　則 （令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する期末手当の支給に関する特例措置） ７　令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する管理者の期末手当の支給における第４条の規定の適用については、同条中「市長及び副市長（次条において単に「市長及び副市長」という。）」とあるのは、「副市長」とする。 （令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する退職手当の支給に関する特例措置） ８　令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する管理者の退職手当の支給における第５条の規定の適用については、同条第４項中「市長及び副市長」とあるのは、「亀山市長及び副市長の給与に関する条例の適用を受ける副市長」とする。	附　則

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附　則 （新型コロナウイルス感染症にり患している者等に対して行う業務に従事した職員に支給する防疫手当の特例） １１　職員が、市長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する防疫手当の額は、第５０条第１項の規定にかかわらず、４，０００円の範囲内において市長が定める。	附　則 （新型コロナウイルス感染症にり患している者等に対して行う業務に従事した職員に支給する防疫手当の特例） １１　職員が、市長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する防疫手当の額は、第５０条第１項の規定にかかわらず、４，０００円の範囲内において市長が定める。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表第５（第２条関係）

１　（略）

２　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

（１）住宅の場合

区分	１件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合

改正前

別表第５（第２条関係）

１　（略）

２　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

（１）住宅の場合

区分	１件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合

（略）			（略）	（略）
共同住宅等	（略）	（略）	（略）	（略）
	共用部分	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１８，４００円	１５５，５００円
		床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１９４，５００円
		（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

（２）非住宅建築物の場合

区分	１件当たりの手数料の金額		
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準	その他の場合	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

（略）			（略）	（略）
共同住宅等	（略）	（略）	（略）	（略）
	共用部分	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１９４，５００円
		（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

（２）非住宅建築物の場合

区分	１件当たりの手数料の金額		
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準	その他の場合	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	１０，１００円	９３，８００円	２５６，７００円
	床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１８，４００円	１２４，９００円	３２１，６００円
	床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１５７，３００円	４１５，２００円
	床面積が２，０００平方メートルを超え５，	８６，８００円	２５４，７００円	５９２，６００円

		又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	１０，１００円	９３，８００円	２６０，４００円
	床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１５７，３００円	４１５，１００円
	床面積が２，０００平方メートルを超え５，	８６，８００円	２５４，７００円	５９０，９００円

	０００平方メートル以内のもの			
	床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１３７，４００円	３３２，６００円	７３０，０００円
	床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１７３，６００円	３９９，８００円	８６２，９００円
	床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	２１７，０００円	４６９，０００円	９８４，５００円
備考　（略）				

（３）（略）

３　低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

（１）住宅の場合

区分	１件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建	その他の場合

	０００平方メートル以内のもの			
	床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１３７，４００円	３３２，６００円	７２４，７００円
	床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１７３，６００円	３９９，８００円	８５４，２００円
	床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	２１７，０００円	４６９，０００円	９７５，０００円
備考　（略）				

（３）（略）

３　低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

（１）住宅の場合

区分	１件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建	その他の場合

			築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	
（略）			（略）	（略）
共同住宅等	（略）	（略）	（略）	（略）
	共用部分	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１１，０００円	７９，５００円
		床面積が1，０００平方メートルを超え2，０００平方メートル以内のもの	１７，３００円	１００，１００円
		（略）	（略）	（略）

			築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	
（略）			（略）	（略）
共同住宅等	（略）	（略）	（略）	（略）
	共用部分	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１７，３００円	１００，１００円
		（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（２）非住宅建築物の場合

区分		１件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	６，０００円	４７，９００円	１２９，４００円
	床面積が３００平方メートルを	１１，０００円	６４，３００円	１６２，６００円

備考　（略）

（２）非住宅建築物の場合

区分		１件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	６，０００円	４７，９００円	１３１，２００円
	床面積が３００平方メートルを	１７，３００円	８１，５００円	２１０，４００円

超え１，０００平方メートル以内のもの			
床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１７，３００円	８１，５００円	２１０，６００円
床面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	５２，０００円	１３６，０００円	３０５，３００円
床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	８２，４００円	１８０，０００円	３７９，３００円
床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平	１０４，１００円	２１７，２００円	４４９，６００円

超え２，０００平方メートル以内のもの			
床面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	５２，０００円	１３６，０００円	３０４，１００円
床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	８２，４００円	１８０，０００円	３７６，１００円
床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平	１０４，１００円	２１７，２００円	４４４，４００円

	方メートル以内のもの			
	床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	１３０，２００円	２５６，１００円	514，900円
備考　（略）				

（３）（略）

別表第６（第２条関係）

１　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
１　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１２条第１項又は第１３条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	２の表に定める金額。
２　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第２項又は第	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	３の表に定める金額。

	方メートル以内のもの			
	床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	１３０，２００円	２５６，１００円	509，200円
備考　（略）				

（３）（略）

別表第６（第２条関係）

１　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額

１３条第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査		
３　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第２項又は第１３条第３項に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料	４の表に定める金額。
４　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	５の表に定める１棟当たりの金額を合算して得た金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
５　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	建築物エネルギー消費性能向上計画	６の表に定める１棟当たりの金額（新たに加

１　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	２の表に定める１棟当たりの金額を合算して得た金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
２　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	建築物エネルギー消費性能向上計画	３の表に定める１棟当たりの金額（新たに加

律第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	変更認定申請手数料	える建築物については、５の表に定める１棟当たりの金額）を合算して得た金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第２項において準用する同法第３５条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
６　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第４１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	７の表に定める金額。

２　建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能	１件当たりの手数料の金額		
	建築物エネルギー消費性能	その他の場合	
		建築物の非住	建築物の非住宅部分の用途

律第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	変更認定申請手数料	える建築物については、２の表に定める１棟当たりの金額）を合算して得た金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３１条第２項において準用する同法第３０条第２項の規定による申出がある場合は、別表第３の１の表１の項に定める金額を加算する。
３　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	４の表に定める金額。

適合性判定を行う建築物の床面積の区分	向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	が工場等以外である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

３００平方メートル以内のもの	１０，０００円	２１，０００円	９８，０００円	２５６，０００円
３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１８，０００円	２９，０００円	１２４，０００円	３２１，０００円
１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，０００円	４２，０００円	１６４，０００円	４１５，０００円
２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	８６，０００円	１０７，０００円	２６６，０００円	５９２，０００円

5，000平方メートルを超え10，000平方メートル以内のもの	137，000円	161，000円	348，000円	730，000円
10，000平方メートルを超え25，000平方メートル以内のもの	173，000円	200，000円	418，000円	862，000円
25，000平方メートルを超えるもの	217，000円	249，000円	490，000円	984，000円

備考

1　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物におけ

る建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア　工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合　建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第３欄に定める金額

イ　工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合　建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第４欄又は第５欄に定める金額

ウ　ア又はイに規定する場合以外の場合　建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第３欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第４欄又は第５欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第４欄又は第５欄に定める金額を超える場合は、当該第４欄又は第５欄の金額

２　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

３　建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

建築物エネルギー消費	１件当たりの手数料の金額	
	建築物エネル	その他の場合

性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	ギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合		
			判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合	

	消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合			
３００平方メートル以内のもの	６，０００円	１１，０００円	５０，０００円	１２９，０００円
３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１１，０００円	１６，０００円	６４，０００円	１６２，０００円
１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１７，０００円	２４，０００円	８５，０００円	２１０，０００円
２，０００平方メート	５２，０００円	６２，０００円	１４２，０００円	３０５，０００円

ルを超え5，000平方メートル以内のもの				
5，000平方メートルを超え10，000平方メートル以内のもの	82，000円	95，000円	188，000円	379，000円
10，000平方メートルを超え25，000平方メートル以内のもの	104，000円	118，000円	227，000円	449，000円
25，000平方メートルを超えるもの	130，000円	147，000円	268，000円	514，000円

備考

1　建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３４条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア　工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合　建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第３欄に定める金額

イ　工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合　建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第４欄又は第５欄に定める金額

ウ　ア又はイに規定する場合以外の場合　建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第３欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第４欄又は第５欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第４欄又は第５欄に定める金額を超える場合は、当該第４欄又は第５欄の金額

２　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

4　建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	１件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	
		判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

３００平方メートル以内のもの	５，０００円	２５，０００円	６４，０００円
３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	８，０００円	３２，０００円	８１，０００円
１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１２，０００円	４２，０００円	１０５，０００円
２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	３１，０００円	７１，０００円	１５２，０００円
５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	４７，０００円	９４，０００円	１８９，０００円
１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	５９，０００円	１１３，０００円	２２４，０００円

２５，０００平方メートルを超えるもの	７３，０００円	１３４，０００円	２５７，０００円

備考

１　工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第２欄に定める金額とする。

２　工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第３欄又は第４欄に定める金額とする。

３　工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前２項に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第２欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第３欄又は第４欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第３欄又は第４欄に定める金額を超える場合は、当該第３欄又は第４欄の金額とする。

４　住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

5　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

2　建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

（1）住宅の場合

区分			１棟当たりの手数料の金額	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
（略）			（略）	（略）
共同住宅等	（略）	（略）	（略）	（略）
	共用部分	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１８，４００円	１５５，５００円
		床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方	２８，９００円	１９４，５００円

（1）住宅の場合

区分			１棟当たりの手数料の金額	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
（略）			（略）	（略）
共同住宅等	（略）	（略）	（略）	（略）
	共用部分	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１９４，５００円

		メートル以内のもの		
		（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

（２）非住宅建築物の場合

区分	１棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

（２）非住宅建築物の場合

区分	１棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	１０，１００円	９３，８００円	２５６，７００円
	床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１８，４００円	１２４，９００円	３２１，６００円
	床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１５７，３００円	４１５，２００円
	床面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	８６，８００円	２５４，７００円	５９２，６００円
	床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１３７，４００円	３３２，６００円	７３０，０００円

非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	１０，１００円	９３，８００円	２６０，４００円
	床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１５７，３００円	４１５，１００円
	床面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	８６，８００円	２５４，７００円	５９０，９００円
	床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１３７，４００円	３３２，６００円	７２４，７００円

床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１７３，６００円	３９９，８００円	８６２，９００円
床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	２１７，０００円	４６９，０００円	９８４，５００円
備考　（略）			

（３）複合建築物の場合

6　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

（１）住宅の場合

区分	１棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適	その他の場合

床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１７３，６００円	３９９，８００円	８５４，２００円
床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	２１７，０００円	４６９，０００円	９７５，０００円
備考　（略）			

（３）複合建築物の場合

3　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

（１）住宅の場合

区分	１棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適	その他の場合

			合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	
（略）			（略）	（略）
共同住宅等	（略）	（略）	（略）	（略）
	共用部分	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１１，０００円	７９，５００円
		床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１７，３００円	１００，１００円
		（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

（２）非住宅建築物の場合

区分	１棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消	その他の場合	
		申請に係る建築	左記以外の評

			合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	
（略）			（略）	（略）
共同住宅等	（略）	（略）	（略）	（略）
	共用部分	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１７，３００円	１００，１００円
		（略）	（略）	（略）
備考　（略）				

（２）非住宅建築物の場合

区分	１棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消	その他の場合	
		申請に係る建築	左記以外の評

		費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	６，０００円	４７，９００円	１２９，４００円
	床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１１，０００円	６４，３００円	１６２，６００円
	床面積が１，	１７，３００	８１，５００	２１０，６００

		費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３０条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	６，０００円	４７，９００円	１３１，２００円
	床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１７，３００円	８１，５００円	２１１，４００円

０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	円	円	円	
床面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	５２，０００円	１３６，０００円	３０５，３００円	床面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの　５２，０００円　１３６，０００円　３０４，１００円
床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	８２，４００円	１８０，０００円	３７９，３００円	床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの　８２，４００円　１８０，０００円　３７６，１００円
床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１０４，１００円	２１７，２００円	４４９，６００円	床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの　１０４，１００円　２１７，２００円　４４４，４００円
床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	１３０，２００円	２５６，１００円	５１４，９００円	床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの　１３０，２００円　２５６，１００円　５０９，２００円

備考　（略）

（３）（略）

７　建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

（１）住宅の場合

区分	１件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
		申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
（略）	（略）	（略）	（略）
共（略）（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

（３）（略）

４　建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

（１）住宅の場合

区分	１件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
		申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
（略）	（略）	（略）	（略）
共（略）（略）	（略）	（略）	（略）

同住宅等	共用部分	（略）	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１８，４００円	１５５，５００円	１５５，５００円
		床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１９４，５００円	１９４，５００円
		（略）	（略）	（略）	（略）
備考　（略）					

（２）非住宅建築物の場合

区分	１件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条	その他の場合	
		申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

同住宅等	共用部分	（略）	（略）	（略）	（略）
		床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１９４，５００円	１９４，５００円
		（略）	（略）	（略）	（略）
備考　（略）					

（２）　非住宅建築物の場合

区分	１件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条	その他の場合	
		申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		第１項第３号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	する法律第２条第１項第３号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	１０，１００円	９３，８００円	２５６，７００円
	床面積が３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１８，４００円	１２４，９００円	３２１，６００円
	床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１５７，３００円	４１５，２００円
	床面積が２，	８６，８００	２５４，７００	５９２，６００

		第３号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	する法律第２条第３号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物	床面積が３００平方メートル以内のもの	１０，１００円	９３，８００円	２６０，４００円
	床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	２８，９００円	１５７，３００円	４１５，１００円
	床面積が２，	８６，８００	２５４，７００	５９０，９００

	０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	円	円	円
	床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１３７，４００円	３３２，６００円	７３０，０００円
	床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１７３，６００円	３９９，８００円	８６２，９００円
	床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	２１７，０００円	４６９，０００円	９８４，５００円
備考　（略）				

（３）（略）

	０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	円	円	円
	床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１３７，４００円	３３２，６００円	７２４，７００円
	床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１７３，６００円	３９９，８００円	８５４，２００円
	床面積が２５，０００平方メートルを超えるもの	２１７，０００円	４６９，０００円	９７５，０００円
備考　（略）				

（３）（略）

亀山市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

（積立基金の名称等）

第３条　市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。

名称	設置目的
（略）	（略）
市民まちづくり基金	市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援及び施設の整備に要する資金に充てるため
関宿にぎわいづくり基金	関宿における伝統的建造物の保存及び活用に資する事業並びに関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援及び施設等の整備に要する資金に充てるため
（略）	（略）

改正前

（積立基金の名称等）

第３条　市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。

名称	設置目的
（略）	（略）
伝統的建造物群保存基金	伝統的建造物群保存地区（文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１４２条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。）における伝統的建造物の保存及び活用並びに歴史的景観の保全及び形成に資する事業の資金に充てるため
（略）	（略）
市民まちづくり基金	市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため
関宿にぎわいづくり基金	関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため
（略）	（略）

２及び３　（略）	２及び３　（略）

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金） 第５条の２　給与等（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 ２及び３　（略）	（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金） 第５条の２　給与等（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 ２及び３　（略）

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（課税額） 第２条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６３万円を超える場合においては、基礎課税額は、６３万円とする。 ３　（略） ４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１７万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、１７万円とする。 （国民健康保険税の減額） 第２６条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には、６３万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額し	（課税額） 第２条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６１万円を超える場合においては、基礎課税額は、６１万円とする。 ３　（略） ４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１６万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、１６万円とする。 （国民健康保険税の減額） 第２６条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６１万円を超える場合には、６１万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額し

て得た額が１９万円を超える場合には、１９万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。

（１）法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ　（略）

て得た額が１９万円を超える場合には、１９万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６万円を超える場合には、１６万円）の合算額とする。

（１）法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円

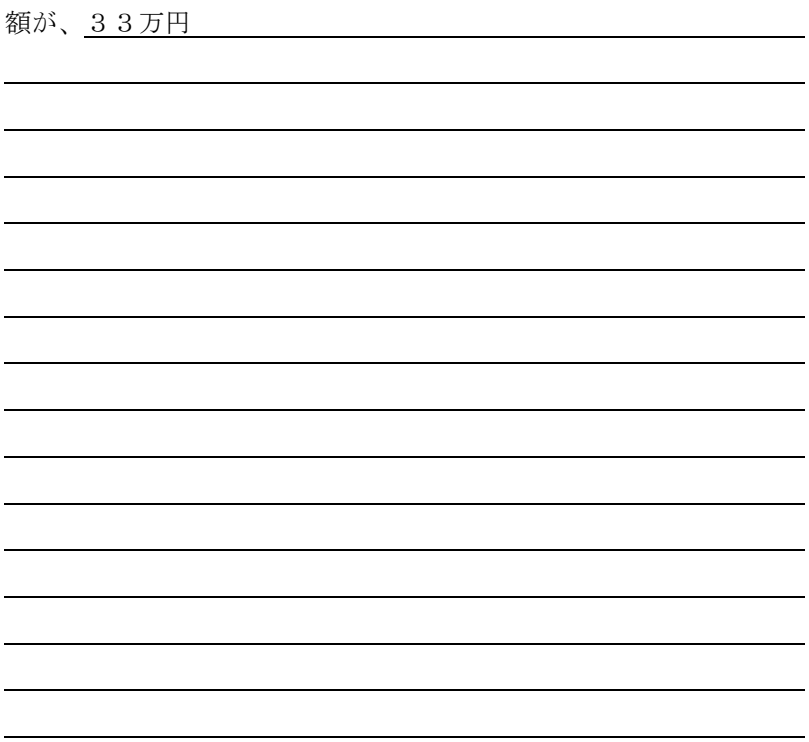

を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ　（略）

（２）法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ　（略）

（３）法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア～カ　（略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第２６条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第７０３条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第２７条の２において同じ。）である場合における第３条及び前条の規定の適用については、第３条第１項中「規定する

（２）法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ　（略）

（３）法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア～カ　（略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第２６条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第７０３条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第２７条の２において同じ。）である場合における第３条及び前条の規定の適用については、第３条第１項中「規定する

総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第２６条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、前条第１号中「総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額」と、「所得税法（昭和４０年法律第３３号）」とあるのは「所得税法」とする。

附　則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

６　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２６条の規定の適用については、同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法　第７０３条の５に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額によるものとす

総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第２６条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、前条第１号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）」とする。

附　則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

６　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２６条の規定の適用については、同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額」とあるのは、「法第７０３条の５に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額によるものとす

る。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」とする。 （新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例） ２０　令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から１４日以内に国民健康保険法第９条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から１４日以内に行われていたならば同月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第２８条第１項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第２８条第２項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。	る。）　」とする。 （新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例） ２０　令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から１４日以内に国民健康保険法第９条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から１４日以内に行われていたならば同月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症　をいう。）の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第２８条第１項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第２８条第２項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（車線の分離等） 第５条　（略） ２～６　（略） （略） ７　分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第４２条第１項において準用する令第１２条の建築限界を勘案して定めるものとする。 （自転車道） 第９条　（略） ２及び３　（略） ４　自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第４２条第１項において準用する令第１２条の建築限界を勘案して定めるものとする。 ５　（略） （自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路） 第４２条　（略） ２　（略） ３　自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合	（車線の分離等） 第５条　（略） ２～６　（略） （略） ７　分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第４１条第１項において準用する令第１２条の建築限界を勘案して定めるものとする。 （自転車道） 第９条　（略） ２及び３　（略） ４　自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第４１条第１項において準用する令第１２条の建築限界を勘案して定めるものとする。 ５　（略） （自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路） 第４２条　（略） ２　（略） ３　自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合

においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第４２条第１項において準用する令第３９条第４項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。	においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第４１条第１項において準用する令第３９条第４項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
４及び５　（略）	４及び５　（略）
（歩行者専用道路）	（歩行者専用道路）
第４３条　（略）	第４３条　（略）
２　歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第４２条第１項において準用する令第４０条第３項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。	２　歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第４１条第１項において準用する令第４０条第３項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
３及び４　（略）	３及び４　（略）